

# 住民参加のまちづくりを

地域における「まちづくり」のテーマは、単に住宅を建て替えたり、住環境を改善するというだけでなく、誰もが安全で安心して住み続けることのできるまちづくりを進めていくことであり、そこには地域住民の生き活きとしたコミュニティづくりが大切です。

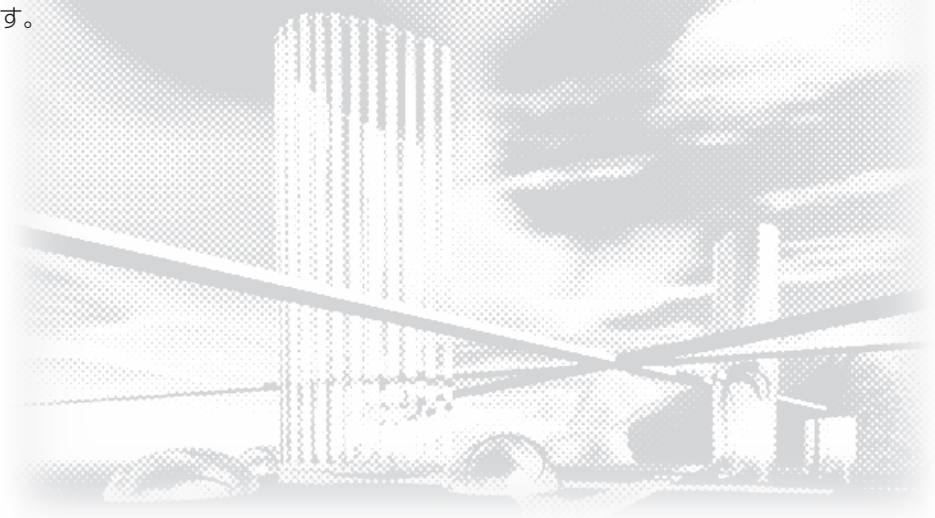
国は、既存の住宅を改善するなどストックの活用の重視、少子高齢社会に対応した「安心居住システム」の確立、まちづくりと連動した宅地政策などがうたわれ、特に市町村に対して「ストック総合活用計画」策定の方針を打ち出しました。また大阪府においても、特に「公民のパートナーシップ」として住民参加型の住宅・まちづくりが提唱されています。

財団法人大阪府人権協会では、2002年度から住民参加によるまちづくりの取り組みを一層促進、支援するため、「住民参加型まちづくり促進事業」を創設しました。この事業は、各地域におけるまちづくりの課題解決に向けた住民参加の取り組みを応援し、良好なコミュニティの形成、定住魅力のある住まいとまちづくりを一層進められるようまちづくりに関する相談会や見学会の実施、専門家等の派遣、情報収集、提供などの取り組みを行うものです。

特に、現代社会が抱える様々な課題が顕著に現れているといえる同和地区では、公営・改良住宅が今後更新期を迎える中で、大阪府同和对策審議会答申や生活実態調査で示された住宅の老朽化や居住・設備水準の低さ、高齢化の進む中での生活見守り支援、若年者の流出などのまちづくりにかかる諸課題の解決に向けた支援として取り組んでいます。

また、国や大阪府は1999年度から住民参加のまちづくり活動を支援する「まちづくり支援制度」を創設しています。たとえば住宅・住環境に関するまちづくりを地域住民等による協議会を組織して活動するための活動及び専門家（コンサル）派遣などの費用について補助されています。（①協議会等活動費補助基準額50万円/年（限度額20万円/年）、②コンサル派遣基準額400万円/年（限度額200万円/年））

こうした「まちづくり支援制度」を積極的に活用して、新たな住宅政策、まちづくり活動を住民参加のもとで進められていくよう応援します。各地域、まちづくり組織の積極的な活用、参画をお願いします。



## 住民参加型まちづくり促進事業（大阪府補助事業）

当協会は大阪府の補助を受け、まちづくりに係る諸課題が単なる公営住宅等の住宅の建て替えに終わることなく、高齢者や障害者、子どもたちなど誰もが安心して暮らし続けられる良好なコミュニティの形成という視点から、住民参加によるまちづくりの取り組みを応援し、地域の「人権尊重のまちづくり」への支援を行います。

- ①住民参加のまちづくりに関する相談活動への支援
- ②まちづくりに関する専門家の紹介・助言
- ③まちづくりに関わっての「現地見学会」「講演会」等の開催
- ④さまざまなまちづくり事業手法についての情報収集・提供